

令和2年

第1回町議会臨時会

行政報告

(令和2年5月15日)

幕別町長 飯田 晴義

お許しをいただきましたので、高額医療合算介護サービス費の未払いについて及び
前回3月16日に行政報告をさせていただきました以後の新型コロナウイルス感染症
に係る対応等についてご報告させていただきます。

(高額医療合算介護サービス費の未払い)

はじめに、高額医療合算介護サービス費の未払いにつきまして申し上げます。

高額医療合算介護サービス費は、毎年8月1日から翌年7月31日における1年間の
介護保険と医療保険における自己負担を軽減するため、それぞれの自己負担の合算
額が所得区分ごとに設定された限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度
であります。

この事務につきましては、住民生活課国保医療係と保健課介護保険係にまたがる事
務であり、本年4月に国保医療係の担当となった職員が支給事務の流れを確認してい
たところ、平成29年度以降両係の連携が滞っていたことにより、この間の介護保険
における高額医療合算介護サービス費が未支給となっていることが判明いたしました。

未支給となっていた件数と金額につきましては、平成29年度に支給すべきであっ
たものが1件、3万3,795円、平成30年度が7件、48万18円、令和元年度
が6件、41万7,624円、合計で14件、93万1,437円でありました。

未払いとなっておりました9人の被保険者の方々には、判明後、直ちにお詫びにお
伺いするとともに、5月8日に未払いとなっていた全額をお支払いしたところであり
ます。

今回の件は、単なる事務的なミスとして済ますことができるものではなく、行政を
担う者にとってはあってはならないことであり、結果として町民の皆さんの信頼を損
なうこととなったことにつきまして、心からお詫びを申し上げます。

今後二度とこのようなことが起きないようにチェックの仕組みを構築するとともに、
当該事務の意義・目的や完結までの流れを把握した上で、適正な事務処理を行うよう

指示したところであります。

（新型コロナウイルスの対応等について）

次に、新型コロナウイルスの対応等について申し上げます。

4月7日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、東京都など7都府県に発令し、5月6日までの間、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人との接触機会を最低7割、極力8割削減するなど、感染の拡大防止に協力を求めたところであります。

また、北海道においては、緊急事態宣言の対象とはならなかったものの、依然として流行が収束に向っていなかったことから、独自に、4月8日から5月6日までの間を「集中対策期間」に設定し、手洗い・咳エチケットの徹底や集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組などについて道民に要請したところであります。

その後、国は、全国的な感染拡大やそれに伴う医療崩壊等が危惧されたため、4月16日、同法に基づく緊急事態宣言を全国に拡大し、その期限を5月6日とするとともに、その際、先に緊急事態宣言が発令されていた7都府県に、北海道など6道府県を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定するなど、大型連休に向けて、人の移動を全国的に抑制することで、感染拡大を押さえ込もうとしたところであります。

これを受け北海道は、緊急事態措置期間として、4月17日から5月6日までの間、道民に対して生活維持に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛の要請を行うとともに、20日からは催物の開催停止及び遊興施設や商業施設等の計105業態に関し、休業要請を行ったところであります。

しかしながら、緊急事態宣言期間の終了日である5月6日が目前に迫っても、全国的に感染者数の増加が続いていることから、国は緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長したところであります。

こうした流れを受け、本町といたしましても、これまで任意に設置してきた「幕別

町新型コロナウイルス感染症対策本部」を、4月16日付けで法に基づく対策本部に移行したところであります。

これまで、町の対策本部におきましては、国及び北海道の要請や対応に係わる情報収集に努めるとともに、町民の皆さんに対して、要請内容や生活支援に関する情報等をホームページやSNS、広報紙等の様々な媒体を通じて迅速に提供するよう努めてきたところであります。

また、4月9日付けで、相談支援体制強化のため、住民福祉部福祉課に生活相談窓口を、経済部商工観光課に事業者相談窓口をそれぞれ設置し、生活困窮や雇用、中小企業の資金繰り・給付金などに関する相談体制を整えたところであり、相談内容に応じて、社会福祉協議会や金融機関など関係機関への橋渡しも行っております。

次に、公共施設等における対応についてであります。緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため、葬斎場、忠類診療所及び歯科診療所並びに各種公園を除く公共施設について、4月20日から5月6日まで、閉館・閉所としたところであります。緊急事態宣言の延長に伴い、5月31日まで閉館等の期間を延長することとし、ホームページや各施設への掲示等により周知したところであります。

また、認可保育所及びへき地保育所、学童保育所は、家庭内で保育をすることが困難な場合等の利用に限定し、日曜日と祝日を除く日に限定開所し、小中学校につきましては、春休みが明けた4月8日以降、マスクの着用など感染症対策を徹底した上で順次再開し、また、入学式につきましても、十分なスペースを確保した上で、小学校は児童の発達段階を考慮し保護者の参加を認め、中学校は保護者の参加を見合わせる形で実施いたしました。

しかしながら、緊急事態宣言発令後、北海道知事からの要請を受け、4月17日付け北海道教育庁教育部長通知により、4月20日から5月6日までの期間、休業することといたしましたが、緊急事態宣言の延長により、その期間を31日までとしたところであります。

この間、各学校において、家庭訪問や電話連絡による健康観察を行うとともに、各

種プリントの配布や、文部科学省及び北海道教育委員会が開設する自宅学習を支援するポータルサイトの周知など、休業期間における児童生徒の健康保持や学習支援に対して必要な対策を講じておりますが、長引く休業により、児童生徒の健康観察や学習状況の把握等を行うため、5月18日から分散登校を実施する予定としております。

また、就学援助につきましては、既に4月の認定事務を終えておりますが、休業や離職等により収入が著しく減少している世帯など、経済的な変化があるものと考えておりますことから、今後、改めて追加申請を受け付けするための準備を進めているところであります。

幼稚園につきましては、認可保育所と同様に、家庭内で保育をすることが困難な場合の利用に限定し、4月20日から土曜日、日曜日と祝日を除く日に限定開所し、同様に31日まで延長しているところであります。

次に、経済対策についてであります。長期間に及ぶ外出の自粛要請により、地域経済への影響が心配されるところでありますが、緊急事態宣言以降の休業要請等により、飲食、宿泊業を中心に、多くの事業分野において影響が生じております。

このようなことから、町では4月13日と5月11日に、町、町内3金融機関、商工会、社会福祉協議会による、「事業所及び労働者等支援策に関する意見交換会」を開催するとともに、4月17日から28日までの間、商工会及び観光物産協会の加盟事業所344社に対して再度アンケート調査を実施するなど、町内の経済実態等の把握に努めてまいりました。

アンケート調査では、回答率は49.7%、171事業者から回答をいただきましたが、4月末現在で企業活動に影響が出ていると回答した事業者は101事業者で、その影響額は5億7,297万4千円であり、中でも製造業は12事業者で2億9,279万円と全体の51.1%に及び、そのほか、観光業（宿泊）は5事業者で1億3,530万円、小売業は17事業者で3,635万円、飲食業（食事提供施設）は29事業者で3,193万4千円となっており、これら4業種で4億9,637万4千円と全体の86.6%を占めております。

また、4月23日から27日にかけて、町内27事業所及び3金融機関を訪問し、事業者の生の声をお聞きしたところであり、こういった生の声や国・北海道の支援等を踏まえつつ、すべての事業者がこの窮地をしのぎ、事業を継続していただくことに主眼を置いて、今回、四つの事業を緊急経済対策として、取りまとめたところがあります。

町の支援策の考え方としましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下にあります。5月末までの緊急事態宣言期における3密の排除や外出自粛の徹底等を図る「緊急感染防止期」と、それ以降の感染予防を図りながら経済活動を開始する「感染防止・経済回復期」に分け、それぞれの対策をパッケージとし、経済支援について、切れ目がないよう事業を実施しようとするものであります。

支援策の一つ目が、緊急感染防止期に取り組む支援として、国が実施する「持続化給付金」の対象とならない事業者を対象に、町独自で「頑張る事業者応援事業」として、給付金を支給するものであります。

国の「持続化給付金」は、売り上げが前年同月比で50%以上減少した事業者を対象に、法人に200万円、個人事業者に100万円を上限に給付金を支給しようとするものであります。町では、この給付金の対象とならない事業者で令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上げが前年同月と比較し、20%以上減少した事業者を対象に一律30万円を給付するものであります。

二つ目につきましても、同じく緊急感染防止期の支援となりますが、特に売上げの落ち込みが著しい飲食店やホテル等を営む法人又は個人の方に対して、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」として、事業継続を支援するため、一律10万円を給付するものであります。

三つ目につきましては、6月以降を想定しております「感染防止・経済回復期」における支援となりますが、冷え込んだ消費の喚起と、経済の循環を図るべく、「スーパープレミアム商品券発行事業」として、商工会における商品券発行の支援を行おうとするものであります。

今回の消費の落ち込み、景気の低迷につきましては、リーマンショック時をしのぐ戦後最大級のものと言われており、地域経済の崩壊を招きかねないとの認識の下、プレミアム率を過去最大の50%としたものであり、1セット5,000円で7,500円分の商品券を購入することができ、また、2,500円のプレミアム分のうち、6割に当たる1,500円分については、特に売上げの減少が顕著な飲食店及びホテル等に限り利用できることとしたところであります。

発行枚数は1万5千セット、一人6セットまで購入可能とし、感染の収束状況を見ながら、早ければ6月下旬から7月初旬頃を目途に事業を実施しようとするものであります。

四つ目の支援としては、国や北海道等の融資事業を利用した事業者に対し、利息及び保証料を全額補給し、事業者の資金調達環境を整備しようとするもので、これら四つの支援を連続的に実施することにより緊急感染防止期から経済回復期にわたり、切れ目のない支援を行おうとするものであります。

次に、国における感染拡大に伴う緊急経済対策として、全国民を対象に一律10万円を支給する「特別定額給付金」につきましては、専用窓口を住民福祉部住民生活課に設置し、給付金が迅速かつ確実にすべての町民の皆さんに行き渡るよう、現在、事務を進めておりますが、オンライン申請につきましては、5月7日から受付を開始し、第1回目の入金を22日に予定しており、申請書によるものは本日発送し、第1回目の入金を29日に予定しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。国において、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな感染防止対策や地域経済、住民生活支援等の事業を実施できるよう、地方公共団体が作成する「実施計画」に基づく事業に要する費用に対して、国が1兆円を地方公共団体に交付するものであります。

交付基準につきましては、人口や感染者数、財政力指数等をもって算定されるものであり、本町における交付限度額は1億5,219万9千円であり、町としましては、

今回計上させていただいた町独自の緊急経済対策及び福祉・医療施設等感染予防対策支援事業、マスクやアルコール消毒液等の感染予防対策に加え、新たな感染予防対策や経済支援等を盛り込んだ実施計画を策定すべく現在準備を進めているところであります。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルス感染症に関する情報収集を行うほか、感染拡大の防止と地域経済への影響を最小限とすべく、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。